

令和8年度 藤枝市商業エリア賑わい創出事業 募集要領

商店街・継承団体 用

【募集期限】令和8年5月15日（金）まで

藤枝市では、市民に身近な地域経済において重要な役割を担う商店街等が、市民の買物の利便性を向上させ、地域の人々の交流を促進するために実施する事業と、市民活動団体等が商業エリアで誘客を促進し、商業エリアの魅力を引き出し、賑わいを創出する事業に対し、「藤枝市商業エリア賑わい創出事業費補助金」により支援します。

なお、本補助金の交付は審査会を経て、決定されます。

【お問合せ先】

藤枝市 産業振興部 商業振興課

〒426-0026 藤枝市岡出山2-15-25

TEL：054-643-5250（直通）

FAX：054-631-9082

●こんな事業が考えられます！

▽商業エリア独自の「オリジナル逸品」の作成や販売事業

▽商業エリア独自の紹介マップの作成

▽地域住民や各種団体参加型の商店街等の団体が前面に出たイベントの展開

▽商業エリアのコミュニティ紙の作成

▽空き店舗を活用した交流スペースによる継続的なイベント実施

▽空き店舗を利用した地域住民向けの店主による各種講座開催

▽空き店舗を利用したコミュニティカフェの開設

▽商業エリアと中山間地とのネットワークによる産直フリーマーケットの実施

▽学生や市民活動団体等との連携による来街者をサポートする街のイメージアップ隊

▽商業エリアの店舗が参加するスタンプラリーの実施

▽商業エリアが品物を揃えて様々な施設に出向く出張販売

▽地域の高齢者などを集めて実施する商業エリア買い物ツアーの開催

▽商業エリアを舞台とした市民活動団体等によるアート、文化イベントの実施

など

●補助対象となる団体及び個人

- ① 藤枝市内の商店街団体
- ② 複数の市内商店街団体が連携する団体
- ③ 商店街等の団体が「商店街魅力アップ応援事業費補助金」の交付を受けながら、3年以上実施してきた事業を、商店街等の事業縮小・解散により、これを引き継いで事業を実施する市民活動団体等

●補助金額

上限100万円以内

●補助率

市内商店街団体等が単独で実施する場合：補助対象経費の1/2以内

市内商店街団体等が複数で連携する団体が実施する場合：補助対象経費の2/3以内

※補助対象経費については、3ページをご参照ください

●補助対象となる事業（以下のいずれにも当てはまる事業とします）

<input type="checkbox"/> 誘客促進を図る取組により商業エリアの魅力を引き出し、賑わいを創出する事業であること
<input type="checkbox"/> 集客力及び売上を向上させる効果のある事業であって、かつ地域住民のニーズに応える事業であること
<input type="checkbox"/> 政治活動、宗教活動、特定の公職者（候補者も含む）、政党を推薦・支持・反対する活動、又は暴力団・暴力団員の統制下にある活動をしなない事業であること
<input type="checkbox"/> 申請した年度の4月1日から翌年3月31日までの期間に実施し、完了する事業であること

※原則として、藤枝市の他の補助金を活用する事業は対象になりません

●補助対象となる期間

令和8年4月1日から、令和9年3月31日までの期間に実施し、完了する事業が対象となります。

ただし、補助金の交付決定日までに完了する事業は対象になりません。

※毎年、6月の審査会を経て、7月上旬頃に交付決定がなされます

●補助対象となる経費

事業を実施するために必要となる経費として、広告宣伝費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、役務費、備品費、謝金、会場使用料、借料・損料、委託費、景品購入費が対象となります。対象経費は、領収書等で事業の実施団体が支払ったことを確認できる必要があります。

対象経費区分	補助対象となる経費の例
広告宣伝費	チラシ等の折込みや雑誌広告などの広告費用 等
印刷製本費	ポスターやチラシ等の作成費用や外部業者への印刷代 等
消耗品費	用紙代、事務用品の費用 等 (景品や記念品等に係る経費は景品購入費で対応)
通信運搬費	荷物運搬費や電話、インターネット料金、切手・はがき代 等
役務費	アルバイト代や警備員配置に係る経費 等
備品費	事業実施に必要不可欠な備品で、管理責任を明確にしたもの。原則としてリースで対応することとし、リースよりも購入する方が費用対効果等の観点から有利であると認められ、補助対象の事業終了後も確実な利用見込みを有するものに限り、購入を補助対象とすることができる
謝金	外部講師等の個人やイベント出演者などに対して支払われる金銭 等
会場使用料	空き店舗や集会場等を一時的に借りる場合の使用料
借料・損料	物品・器具等を借り上げる費用、新規に通年で活用する空き店舗の賃料として支払われる家賃費用
委託費	委託として支払われる費用で、事業の遂行に係る事務、企画、運営等事業の中心となる部分を委託する費用でないこと
景品購入費	事業実施に際して参加者等に提供するために必要な景品で、 <u>藤枝セレクション等の市内産品を購入した場合に限り、購入を補助対象とすることができる</u>

●応募方法

次の書類に必要事項を記入の上、募集期限内に下記の提出先に直接提出してください。

【提出書類】

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) 収支予算書（第3号様式）
- (4) 資金状況調べ（第4号様式） ※概算払を希望する場合
- (5) 地域の団体（自治会、町内会）の推薦書（第5号様式）
- (6) 団体等の会員名簿または役員名簿
- (7) 団体等の定款、規約等

●募集期限

令和8年5月15日(金)まで

●提出先

藤枝市役所 南館2階 商業振興課

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（平日のみ）

※上記の時間内での提出が難しい場合は、事前にご相談ください

メールでの提出も可能です（メール：sho-kan@city.fujieda.shizuoka.jp）

●選考方法

補助金の対象となる事業は、書類審査を経て、公開プレゼンテーション「商業エリア賑わい創出事業審査会」で審議し、選考します。書類審査では対象団体及び対象事業の適格性を審査し、審査会では書類やプレゼンテーションの内容を審査会が総合的に評価します。

審査会は、藤枝市商業エリア賑わい創出事業審査会設置要綱に定められた有識者等の委員が実施します。

※公開プレゼンテーション（補足説明）について

審査会において、応募された団体から事業内容の説明をお願いします。当日は、スライドで資料を表示することができますので、必要に応じて説明や写真等の資料をご用意ください。応募団体以外の皆様も参観できます。

*** 審査会開催予定日：令和8年6月**

プレゼンテーション（補足説明）の時間は、発表及び質疑応答を含めて1団体あたり15分以内です。（応募数により変更することがあります。詳しくは応募締め切り後、各団体に通知します）

●補助対象事業と補助金額の決定

対象事業及び補助金額は、「商業エリア賑わい創出事業審査会」において、審議した上で決定されます。

※補助金額は予算の都合で、要望額から減額される場合があります。ご了承ください

●採択の視点

応募された事業は、次の視点から評価します。

- ・事業の必要性について（地域住民のニーズ把握など）
- ・事業の実現性について（実施体制や計画内容、資金計画、継続性など）
- ・事業の効果性について（集客力・個店販売力の向上、地域貢献、創意工夫など）
- ・事業の検証について（検証方法など）
- ・事業の継承について（事業の目的・内容・開催時期・場所など）

※過去に商店街等が実施していた事業を引き継いだ市民活動団体等の場合

- ・その他（政治活動や宗教活動、公序良俗の恐れなど）

●採択結果の通知

結果は、応募団体に補助金交付決定通知（第6号様式）でお知らせするとともに、市ホームページ等でも公表します。

●事業終了後の手続

藤枝市商業エリア賑わい創出事業費補助金交付要綱に基づき、**事業終了後10日以内**に事業の内容・成果等が分かる実績報告書と収支決算書（領収書等の写しを添付）の提出をお願いします。

*事業終了後の精算について

ご提出いただいた実績報告書に基づいて補助金額が確定されます。概算払いを受けている場合で、補助金の確定金額が交付決定の金額より少ないときは、その差額を速やかに返還していただく必要がありますので、ご了承ください。

提出書類の書き方など、ご不明な点がある場合には
お早めに商業振興課までご相談ください。

藤枝市商業エリア賑わい創出事業に関する事務の流れ（令和8年度）

募集：～5月15日（金）

補助金交付申請書等の提出（商店街等→市）



書類審査期間

審査会による審査（公開プレゼンテーション）

決定：7月上旬

交付決定通知（市→商店街等）



事業の実施

実績報告：

事業終了後10日以内

実績報告書の提出（商店街等→市）



交付確定通知書（市→商店街等）



請求書の提出（商店街等→市）



補助金交付（市→商店街等）

※概算払いを希望する場合は、交付申請時に概算払いの承認申請が必要です